

# 2019 年度税制改正大綱 速報

Issue 141, December 2018

## In brief

2018年12月14日に、2019年度(平成31年度)与党税制改正大綱が公表されました。主要な改正・見直し項目は以下のとおりです。詳細については、続報ニュースレターで別途お伝えします。

## In detail

### 法人課税

#### 1. 研究開発税制その他の政策税制

- (1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
  - ・総額型について一定のベンチャー企業の控除税額の上限を引上げと、インセンティブの強化のため控除率が見直されます。
  - ・高水準型について、控除率の割増し措置が導入されます。
  - ・特別試験研究費(オープンイノベーション型)の範囲を拡充し控除率が引き上げられます。
- (2) 地域の成長発展の基盤強化のための、地域未来投資促進税制の期限の延長、制度の拡充が行われます。
- (3) 海外の資源開発に係る減耗控除制度(探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外鉱床探鉱費の特別控除)の適用期限の延長と適用要件の見直しが行われます。
- (4) 中小企業関連
  - ・中小企業向け投資減税措置(中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制等)の適用期限の延長及び制度の拡充が行われます。
  - ・中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲の見直しが行われます。
  - ・事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者の防災・減災設備投資減税が創設されます。

#### 2. 国際課税

- (1) 過大支払利子税制の見直し
  - ・対象となる利子の範囲を拡大し、企業の第三者への支払い利子も対象とされます。
  - ・調整所得金額の計算、超過利子額の損金不算入額、適用免除基準の見直しが行われます。
- (2) 移転価格税制
  - ・移転価格税制の対象となる無形資産が明確化され、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置等が導入されます。
  - ・独立企業間価格の算定方法として、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー)が追加されます。
  - ・移転価格税制に係る法人税の更正期間等が6年から7年に延長されます。

- (3) 外国子会社合算税制
  - ・ 特定外国関係会社のうち、ペーパー・カンパニー及び事実上のキャッシュ・ボックスの範囲が見直されます。
  - ・ 保険業を主たる事業とする対象外国関係会社の非関連者基準の判定が見直されます。
  - ・ 外国関係会社が本店所在地国において連結納税制度の規定の適用がある場合ないしはパススルーとして取り扱われている場合の、①会社単位の合算課税制度における適用対象金額、②適用免除基準における租税負担割合、③二重課税調整の規定が明確化されます。
  - ・ 部分合算課税制度における部分適用対象金額の対象が見直されます。
- (4) 台湾との金融口座情報の自動的交換制度、国別報告事項の提供制度が整備されます。
- (5) 外国税額控除制度の控除対象外国法人税の額の範囲等の見直しが行われます。
- (6) 租税条約の実施のための国内法が整備されます。

### 3. 組織再編関連

- (1) 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合の税制適格要件が見直されます。
- (2) 合併、分割及び株式交換に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰延べる要件のうち、対価要件が見直されます。

### 4. 納税環境整備その他

- (1) 大法人の電子申告(e-Tax)義務化に伴い、地方税における申告書及び添付書類の提出に関する措置が講じられます。
- (2) 税務当局による事業者等に対する情報照会の制度が整備されます。
- (3) 仮想通貨に関する法人税の課税関係が整備されます。
- (4) 業績連動役員給与の決定等の手続きについて見直しが行われます。

## 所得税・資産税

### 1. 個人所得税関連

- (1) 消費税率 10%が適用される住宅の取得等に係る住宅ローン減税(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度)が新たに設けられます。
- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について対象及び要件等の見直しが行われます。
- (3) 上場株式等に係る配当等に係る源泉徴収義務等の特例について所要の見直しが行われます。
- (4) 税制適格のストックオプション制度(特定の取締役等が受ける新株予約券等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)の拡充、要件の緩和が図られます。
- (5) 仮想通貨に関する所得税の課税関係が整備されます。

### 2. 資産税関連

- (1) 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度等が創設されます。
- (2) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しが行われます。
- (3) 個人事業者の事業承継税制が創設されます。

## 地方税 地方法人課税の偏在是正

法人事業税(所得割及び収入割に限る)の税率の改正、特別法人事業税(仮称)の創設等が行われます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階 電

話 : 03-5251-2400(代表)

Email: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

080-1114-4491

[kimihito.k.takano@pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@pwc.com)

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

[akemi.kitou@jp.pwc.com](mailto:akemi.kitou@jp.pwc.com)

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

[hiroshi.sasaki@pwc.com](mailto:hiroshi.sasaki@pwc.com)

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

[yumiko.arai@pwc.com](mailto:yumiko.arai@pwc.com)

マネージャー

朝倉 雅彦

090-9827-4259

[masahiko.m.asakura@pwc.com](mailto:masahiko.m.asakura@pwc.com)

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。